

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月4日

【会社名】 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

【英訳名】 H2O RETAILING CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若 林 純

【本店の所在の場所】 大阪市北区角田町8番7号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田2丁目6番27号

【電話番号】 06(6365)8120(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員
経営企画室長 森 忠 嗣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年1月31日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、イズミヤ株式会社（以下「イズミヤ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日、両社の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 イズミヤ株式会社

本店の所在地 大阪市西成区花園南一丁目4番4号

代表者の氏名 代表取締役社長 坂田 俊博

資本金の額 39,066百万円(平成25年2月28日現在)

純資産の額 92,201百万円(平成25年2月28日現在)

総資産の額 212,018百万円(平成25年2月28日現在)

事業の内容 衣料品、食料品、電器、家具、レジャー用品、日用雑貨等の総合小売業のチェーンストア

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

(単体)

(単位：百万円)

| | 平成23年2月期 | 平成24年2月期 | 平成25年2月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 302,343 | 296,765 | 290,026 |
| 営業利益 | 1,855 | 2,201 | 2,270 |
| 経常利益 | 1,191 | 2,057 | 1,916 |
| 当期純利益 | 317 | 385 | 513 |

(連結)

(単位：百万円)

| | 平成23年2月期 | 平成24年2月期 | 平成25年2月期 |
|-------|----------|----------|----------|
| 売上高 | 347,491 | 341,611 | 334,217 |
| 営業利益 | 3,794 | 4,226 | 3,440 |
| 経常利益 | 2,565 | 3,233 | 2,482 |
| 当期純利益 | 753 | 688 | 565 |

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年8月31日現在)

| 大株主の氏名又は名称 | 発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%) |
|---------------------------|---------------------------|
| イズミヤ共和会 | 8.60 |
| 株式会社マルナカ | 5.42 |
| イズミヤ自社株投資会 | 3.04 |
| 伊藤忠商事株式会社 | 3.00 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2.63 |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

| | |
|------|-------------|
| 資本関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 | 該当事項はありません。 |

(2) 当該株式交換の目的

当社グループは、阪急・阪神百貨店両本店を中心に、百貨店・食品スーパー・個別宅配などの多様な小売事業を展開しながら、阪急・阪神ブランドを活用して、関西マーケットにおけるシェアの拡大を進めております。また、イズミヤは、関西を中心基盤としてGMS（ゼネラルマーチャングイズストア）とスーパーマーケットの店舗ネットワーク網を構築し、関西における一層のシェア拡大に取り組んでおります。

一方で、両社は、少子高齢化に伴う消費活力の減退、ネット通販の拡大を中心とする購買スタイルの変化等、お客様の消費動向が急速に変化するなか、市場シェアの確保、様々なニーズの変化を確実に捉える商品・売場・販売チャンネルのご提供により、お客様からの支持をより強固なものとするのが急務であると認識しております。

今般、両社で今後の成長戦略について真摯に協議・交渉を重ねた結果、株式交換による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行うことが両社の中長期の企業価値向上にとって最善の選択肢と考えるに至りました。地域社会への貢献という共通の理念を持つ両社が、対等の精神に基づき両社の経営資源を融合させることにより、関西という地域の中で多様な業種業態、取扱商品群を揃えた地域社会になくはない総合小売サービス業グループを構築することを目指してまいります。

今後は、両社グループの百貨店からGMS、スーパーマーケット・スーパーセンターにわたる店舗網、物流といった小売インフラストラクチャーの再編成を行うとともに、惣菜工場、プロセスセンターの製造小売等の両社独自のインフラを活用いたします。また、両社あわせて約700万人のカード会員を軸に、更なる利便性の向上と宅配機能の強化等による生活者サービスの充実や、当社、阪急阪神ホールディングス株式会社及び東宝株式会社からなる阪急阪神東宝グループとの連携を通じた豊かな文化生活的創出等、お客様にご満足いただける品質と幅広い価格帯の商品・サービスの提供を検討します。

なお、本経営統合後の事業戦略の骨子として、以下の事項を予定しています。

カード事業

- ・ 共通ポイントサービスを中心とした新しい顧客還元サービスの構築
- ・ 両社のカード機能全般（クレジットやキャッシング）における連携による利便性の向上

食品製造事業

- ・ 多様な業種業態の店舗網による情報収集力をもとにした商品開発及び両社が有する惣菜加工工場などの食品製造機能の活用による安全、安心で美味しい商品の提供
- ・ 製造工場の稼働率向上及び製造利益の拡大

商品調達

- ・ 物流機能の相互活用や統合による効率化とコスト低減

店舗競争力強化

- ・ 百貨店とGMSの商品MD（マーチャングイズ）を組み合わせた魅力ある店づくり
- ・ 重点店舗の増床や建て替えなどの活性化によるエリアシェアの拡大

その他

- ・ 宅配サービス事業の協業による販売チャンネルの強化
- ・ 基幹システム共通化によるコスト削減・効率化

本経営統合の方式については、イズミヤが他の当社グループの事業会社との全体最適を図りつつ、グループシナジーの最大化を早期に実現するには、持株会社体制を採用している当社の既存の経営スキームを活用した株式交換方式が最善の方法であると判断いたしました。従いまして、本経営統合は対等の精神に基づき実施されますが、本株式交換の手続き上、当社を株式交換完全親会社、イズミヤを株式交換完全子会社とします。

なお、本株式交換は両社における株主総会での承認が必要となるため、平成26年3月26日に開催予定の当社及びイズミヤそれぞれの臨時株主総会において承認決議を求める予定です。

なお、当社とイズミヤは、本株式交換の効力発生を条件として、イズミヤより当社の代表取締役として1名、取締役2名の計3名、当社よりイズミヤの取締役として2名が、相互に役員に就任すること、及び従業員の出向等を予定しております。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

平成26年1月31日に締結した株式交換契約に基づき、平成26年6月1日を株式交換の効力発生日として、イズミヤの株主の有するイズミヤの株式を当社が取得するとともに、イズミヤの株主（当社を除く。）に当社株式を割当交付いたします。

株式交換に係る割当ての内容

| | 当社 (株式交換完全親会社) | イズミヤ株式会社 (株式交換完全子会社) |
|--------|-------------------|-------------------------|
| 株式交換比率 | 1 | 0.63 |

(注) 1. 株式の割当比率

イズミヤの普通株式1株に対して、当社の普通株式0.63株を割当交付します。なお、当社は株式交換契約締結日現在においてイズミヤの株式を保有しておりませんが、仮に本株式交換の効力発生日までに当社がイズミヤの株式を保有するに至った場合でも、当該株式については本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、前記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

2. 本株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により交付する株式数53,664,841株（予定）のうち、10百万株については当社が保有する自己の普通株式を充当し、残数について新たに普通株式を発行する予定であります。

なお、イズミヤは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生直前時（以下、「基準時」といいます。）において有する全ての自己株式（本株式交換に関する会社法第785条に基づく同社株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）を基準時（但し、上記株式買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限ります。）をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する株式数については、イズミヤによる自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（1,000株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用頂くことができます。

単元未満株式の買取り制度（1,000株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増し制度（1,000株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主が、当社に対してその保有する単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の売渡しを請求することができる制度です。

4. 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるイズミヤの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、1株に満たない端数部分に応じた金銭をお支払いします。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

本株式交換により完全子会社となるイズミヤは、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行していないため、該当事項はありません。

株式交換契約の内容

当社及びイズミヤが平成26年1月31日付で締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社（以下「甲」という。）とイズミヤ株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（経営統合及び株式交換）

- 1 共通する理念を有する甲及び乙は、対等の精神に基づき、両社の経営資源を融合させることにより、地域社会になくてはならない総合小売サービス業グループを形成することを目的として、経営統合を行う。
- 2 本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲 商号：エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社

住所：大阪市北区角田町8番7号

乙 商号：イズミヤ株式会社

住所：大阪市西成区花園南一丁目4番4号

第3条（本株式交換に際して交付する株式の数及びその割当てに関する事項）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本株式交換基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.63を乗じて得た数の甲の普通株式を、うち10百万株については甲が保有する自己株式を処分し、残数については甲の普通株式を新たに発行することにより、交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.63株の割合をもって割り当てる。
- 3 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に、1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従って処理するものとする。

第4条（本株式交換の効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年6月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第5条（資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 会社計算規則第39条第2項の定めに従い甲が決定する額
- (3) 利益準備金 0円

第6条（株主総会）

- 1 甲及び乙は、平成26年3月26日を開催日として臨時株主総会を招集し、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。
- 2 甲は、前項の臨時株主総会において、乙から派遣される取締役3名を含む取締役選任議案を上程し、その株主の承認を求めるものとし、乙は、本効力発生日後速やかに臨時株主総会を開催し、甲から派遣される取締役2名を含む取締役選任議案を上程し、その株主の承認を求めるものとする。但し、必要な場合には、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（剰余金の配当の限度額等）

- 1 甲は、平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり6.25円、総額13億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 2 乙は、平成26年2月28日の最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に対し、1株当たり3円、総額3億円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
- 3 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本契約締結後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の業務の執行及び財産の管理・運営を行い、その財産又は権利義務について重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議の上、これを行うものとする。

第9条（自己株式の消却）

乙は、第6条第1項の規定に従って本契約についての株主総会の承認が得られた場合には、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議に従い、本株式交換基準時において乙が保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、本株式交換基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）をもって消却する。

第10条（本契約の変更及び合意解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙のいずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生した場合には、協議し合意の上、本契約の変更又は解除を行うことができるものとする。

第11条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 甲又は乙の第6条第1項に定める株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 本株式交換に関し、法令に基づき、本効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手續が完了しない場合
- (3) 前条に基づき本契約が解除された場合

第12条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲及び乙の間に生じる一切の紛争の解決については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に規定のない事項、又は本契約の条項の解釈について疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年1月31日

甲 大阪市北区角田町8番7号
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
代表取締役社長 若林 純

乙 大阪市西成区花園南一丁目4番4号
イズミヤ株式会社
代表取締役社長 坂田 俊博

（株式交換契約書は以上）

（４）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

(2)「当該株式交換の目的」に記載のとおり、両社で今後の成長戦略について昨夏以降の約半年間にわたり、真摯に協議・交渉を重ねた結果、共通の理念を持つ両社が、関西という地域の中で多様な業種業態、取扱商品群を揃えた総合小売サービス業グループを構築することを目的として対等の精神による経営統合を行うことが、両社の中長期の企業価値向上にとり最善の選択肢と考えるに至りました。

上記(3)「株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率は、下記「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、当社はSMBC日興証券株式会社（以下、「SMBC日興証券」といいます。）を、イズミヤは株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」といいます。）を、それぞれ株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。両社は当該第三者算定機関による算定結果を参考に、それぞれの財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、両社で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率はそれぞれの株主にとって妥当であるものと判断いたしました。

SMBC日興証券は、当社及びイズミヤが東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。SMBC日興証券がDCF法による算定において前提とした、当社の平成25年度から平成30年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。イズミヤの平成25年度から平成30年度までの利益計画は、ロジスティクス改革をはじめとした各種効率化施策及び本経営統合のシナジー効果による収益改善により、平成25年度から平成26年度にかけて営業利益が大幅に増加しております。

SMBC日興証券は、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、両社とも算定基準日（平成26年1月30日）から遡る1ヶ月（平成26年1月6日から算定基準日まで）、3ヶ月（平成25年10月31日から算定基準日まで）、6ヶ月（平成25年7月31日から算定基準日まで）の各期間における終値平均株価に基づき算定を行いました。

SMBC日興証券が各評価手法に基づき算出した交換比率（イズミヤの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式の割当株数）は以下のとおりです。

| 採用手法 | 株式交換比率の評価レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.53～0.56 |
| DCF法 | 0.51～0.81 |

SMBC日興証券は、上記株式交換比率の算定に際して両社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、SMBC日興証券は、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

SMBC日興証券による株式交換比率の算定は、平成26年1月30日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、SMBC日興証券がDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

一方、KPMG FASは、当社及びイズミヤが東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在していることから、両社の普通株式について市場株価平均法により算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、DCF法による算定を行いました。KPMG FASによる算定において前提とした、当社の平成25年度から平成29年度までの利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。イズミヤの平成25年度から平成30年度までの利益計画は、ロジスティクス改革をはじめとした各種効率化施策及び本経営統合のシナジー効果による収益改善により、平成25年度から平成26年度にかけて営業利益が大幅に増加しております。

KPMG FASは、市場株価平均法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、両社とも算定基準日（平成26年1月30日）の終値、イズミヤが平成26年1月7日に平成25年度第3四半期決算短信の公表を行っていることから、その翌営業日である平成26年1月8日から算定基準日まで、算定基準日から遡る3ヶ月（平成25年10月31日から評価基準日まで）、6ヶ月（平成25年7月31日から評価基準日まで）の終値単純平均値に基づき算定を行いました。

KPMG FASが各評価手法に基づき算出した交換比率（イズミヤの普通株式1株に割り当てられる当社の普通株式の割当株数）は以下のとおりです。

| 採用手法 | 株式交換比率の評価レンジ |
|---------|--------------|
| 市場株価平均法 | 0.523～0.559 |
| DCF法 | 0.402～0.752 |

KPMG FASは、上記株式交換比率の算定に際して両社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、KPMG FASは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。

KPMG FASによる株式交換比率の算定は、平成26年1月30日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

算定機関との関係

SMBC日興証券及びKPMG FASはいずれも当社及びイズミヤから独立した算定機関であり、当社及びイズミヤの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年6月1日をもってイズミヤは当社の完全子会社となり、完全子会社となるイズミヤの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て平成26年5月28日上場廃止（最終売買日は平成26年5月27日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所においてイズミヤの普通株式を取引することはできなくなりますが、イズミヤ株主には、本株式交換契約に従い、上記（3）「株式交換に係る割当ての内容」に記載のとおり、当社の株式が割り当てられます。

本株式交換の目的は、上記（2）「当該株式交換の目的」に記載のとおりであり、イズミヤの上場廃止そのものを目的とするものではありませんが、結果として、イズミヤの株式は上場廃止となる予定です。本株式交換によりイズミヤ株主に割り当てられる当社の株式は、東京証券取引所に上場されており、イズミヤの株式を1,588株以上保有し、本株式交換により当社の単元株式数である1,000株以上の普通株式の割当てを受ける株主に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性があるものの、本株式交換後においても1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えています。

1,588株未満のイズミヤの株式を保有する株主には、当社の単元株式数である1,000株に満たない当社の株式が割り当てられます。これらの単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、上記（3）注3「単元未満株式の取扱い」に記載のとおり、当社に対して保有している単元未満株式の買取り、又はその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができます。

また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合の取扱いの詳細については、上記（3）注4「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。なお、イズミヤの株主の皆様は、最終売買日である平成26年5月27日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するイズミヤの普通株式を従来どおり取引できます。

公平性を担保するための措置

本株式交換に際して、公正性を担保することを目的として、当社及びイズミヤはそれぞれ個別に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼しております。当社は第三者算定機関であるSMBC日興証券に、イズミヤは第三者算定機関であるKPMG FASに、それぞれ本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。なお、当社及びイズミヤは、上記第三者算定機関より、合意された株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得していません。

当社及びイズミヤは、第三者算定機関による算定結果を踏まえ、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議・交渉を進めた結果、平成26年1月31日開催の両社の取締役会において、本株式交換に関する株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、上記（3）「株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

利益相反を回避するための措置

本株式交換に際しては、当社とイズミヤの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| | |
|--------|----------------------|
| 商号 | エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 |
| 本店の所在地 | 大阪市北区角田町8番7号 |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 若林 純 |
| 資本金の額 | 17,796百万円 |
| 純資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 総資産の額 | 現時点では確定していません。 |
| 事業の内容 | グループ会社の経営企画・管理 |

以上